

未来をひらく袖ヶ浦創生プラン

袖ヶ浦市人口ビジョン及び
まち・ひと・しごと創生総合戦略
概要版



平成28年2月

袖ヶ浦市

人口ビジョン

1. 概要

(1) 人口ビジョンの策定背景

2014年5月に発表された日本創成会議の「ストップ少子化・地方元気戦略」において、人口減少・高齢化によって2040年までに全国で約900の市町村が消滅危機にあると報告され、大きな衝撃となった。同年11月には、人口減少や急速な少子高齢化に的確に対応し、地方の人口の減少に歯止めをかけるとともに東京圏への人口の過度の集中を是正することにより、将来にわたって活力ある社会を維持していくことを目的として、「まち・ひと・しごと創生法」が成立した。この法律において、市町村は地域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策の基本的な計画を定めるよう努めなければならないこととされている。

本市においては、人口は微増で推移しているもののピークを迎えつつあり、年齢3区分別にみると総人口に占める年少人口及び生産年齢人口の割合は減少傾向にある一方で老年人口の割合は増加を続けており、近い将来には緩やかな減少局面に入ると予測されている。

こうした状況を踏まえ、社会・経済情勢の変化に対応し、安定的・継続的に市民の暮らしを守るとともに、自立した活力あるまちの実現に向けて取り組んでいく必要がある。

(2) 人口ビジョンの位置づけ

袖ヶ浦市人口ビジョンは、国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」(以下「長期ビジョン」という。)の趣旨を尊重し、本市における人口の現状分析を行い、人口に関する認識を市民と共有し、今後目指すべき将来の方向性と人口の将来展望を示すものである。

よって、この人口ビジョンは、まち・ひと・しごと創生の実現に向けて効果的な施策を企画立案する上で重要な基礎となることを踏まえて策定する。

(3) 対象期間

袖ヶ浦市人口ビジョンの対象期間は、国の長期ビジョンの期間を踏まえ、2060年までとする。

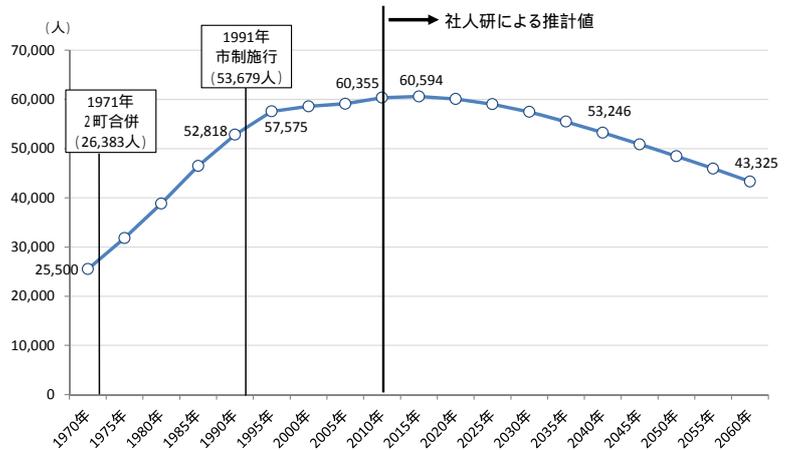
人口ビジョンは2010年までの国勢調査結果を基に推計しており、住民基本台帳の人口と約1,000人ほどの差異が生じている。

2. 人口動向

(1) 総人口の推移

1970年に25,500人だった本市の人口は、右肩上がりで増加し、1991年の市制施行時には53,679人となった。その後、1995年に57,575人となって以降は人口増加の勢いが弱まり、2010年までの15年間では2,780人の増加にとどまっている。

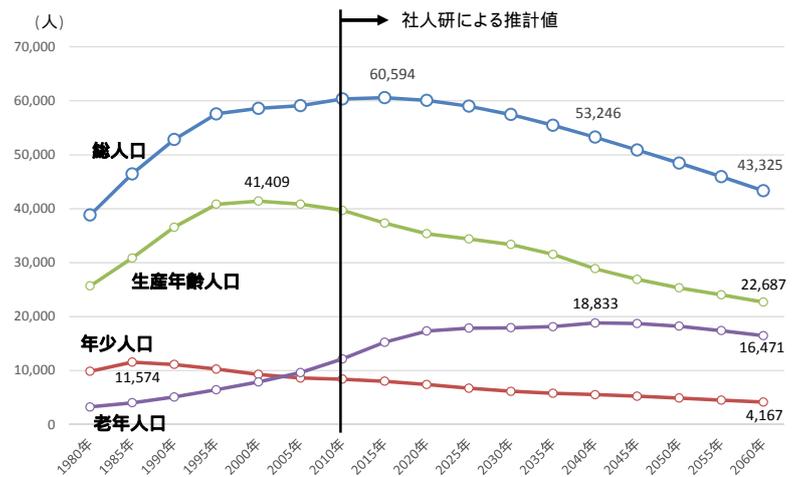
2015年以降の国立社会保障人口問題研究所(以下「社人研」という。)の推計によれば、2015年の60,594人をピークに本市の人口は減少に転じ、2040年には53,246人、2060年には43,325人になる見通しである。



(出所) 国勢調査(1980～2010年)、社人研推計(2015～2060年)

(2) 年齢3区分別人口の推移

年少人口は1985年の11,574人をピークに一貫して減少しており、2060年には4,167人まで減少する見通し。また、生産年齢人口は、2000年まで増加し41,409人となったが、その後横ばいから減少基調となり、2060年には22,687人となる見通し。一方、老年人口は2040年まで右肩上がりで増加を続けるが、この年の18,833人をピークに減少に転じ、2060年には16,471人となる見通し。



(出所) 国勢調査(1980～2010年)、社人研推計(2015～2060年)

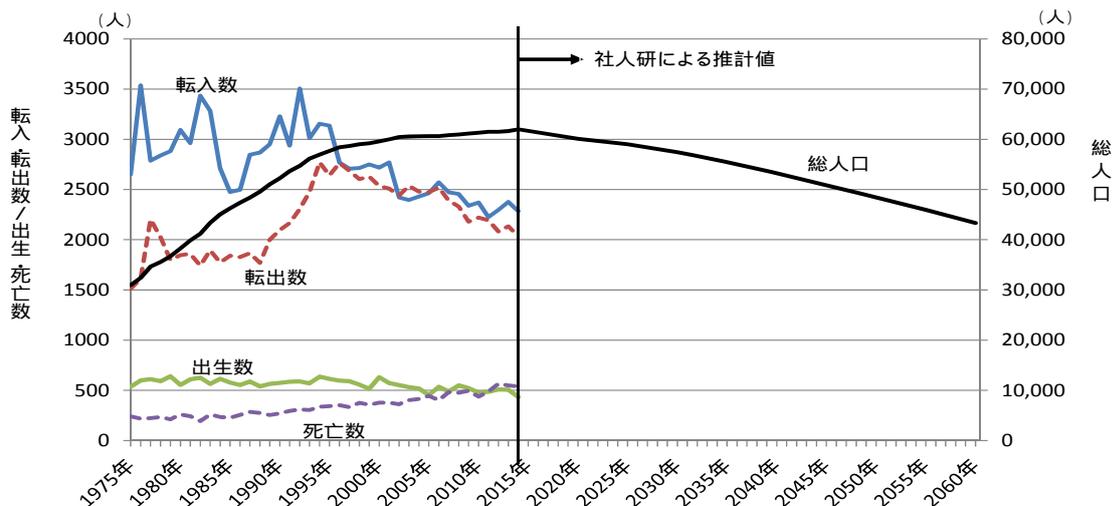
(3) 出生・死亡数、転入・転出数の推移

1975～2000年にかけて、出生数は母親世代が安定的に転入してきたことなどから500～600人で横ばい推移している。一方、死亡数は200～250人で推移していることから、常に出生数が死亡数を上回る自然増の状態が続いていた。その後、2010年くらいからは出生数が500人を下回るようになる一方で、高齢者の増加などの影響から死亡数が500人を越えるようになり、死亡数が出生数を上回る自然減の状態となっている。今後も、少子高齢化の進行に伴い、自然減が拡大することが予想される。

転入数は、年により変動はあるものの、1975～2000年は2,500～3,500人で推移しているが、2000～2010年にかけて徐々に減少傾向となり、2010年以降は2,200人程度となっている。

転出数は、1975～1990年は概ね1,500～2,000人で推移し、1995～2010年にかけて増加傾向が強まり2,500人程度となるが、2010年以降は2,000～2,200人程度となっている。

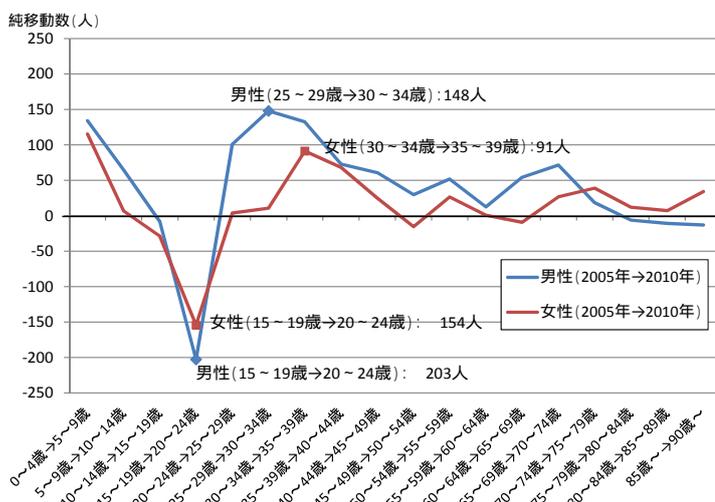
このように近年は、転出、転入ともに減少傾向が続いている。



(出所) 転入数・転出数・出生数・死亡数: 千葉県統計年鑑、総人口: 国勢調査(1980～2010年)、社人研推計(2015～2060年)

(4) 性別・年齢階級別人口移動の最近の動向

2005年から2010年の動きをみると、男性においては、15～19歳から20～24歳になるときに大幅な転出超過となっている。一方、25～29歳から30～34歳になるときに降は、転入超過となっている。女性においては、男性と同様に15～19歳から20～24歳になるときに大幅な転出超過となっており、30～34歳から35～39歳になるときの転入超過が最も多くなっている。

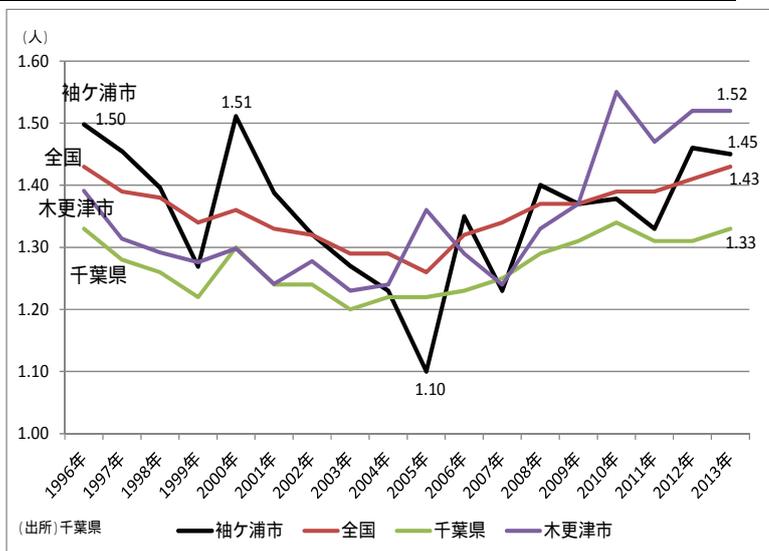


(出所) 国勢調査

(5) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、1996年は1.50人と全国(1.43人)、千葉県(1.33人)を上回っている。その後は年により大きく変動し、2005年には1.10人と全国や千葉県を大きく下回っている年もある。2006年以降は、増加基調に転じ2013年は1.45人となり、全国、千葉県を上回っている。

千葉県と比べると、ほとんどの年で千葉県平均を上回るなど、袖ヶ浦市は比較的高い合計特殊出生率となっている。



(出所) 千葉県

3. 人口の将来展望

(1) 人口の現状分析と課題のまとめ

(ア) 人口増加の勢いと今後の趨勢

現状分析等	現状分析を踏まえた課題
人口増の勢いの低下	出生率の引き上げによる自然増や、移住・定住促進などによる社会増の確保による人口水準の維持や人口減少ペースの抑制。
年齢階級別の社会増減の傾向と課題	若年層の転出の抑制と子育て世代の転入促進。
社会増減の傾向と課題	転出が多い年齢層に対する効果的な施策検討・展開などによる転出の抑制。対岸地域を含めた移住・定住の促進による転入の増加。

(イ) 少子高齢化の確実な進行

現状分析等	現状分析を踏まえた課題
出生率の引き上げの必要性	移住・定住に関する都市間競争が強まるなかで重要な取組みとなる出生率の更なる引き上げ。
働く場の提供による生産年齢人口の確保	市内で育った子どもが、市内での就職、定住につながるような結婚・出産・子育て・教育・雇用などに関する切れ目ない支援の実施。
高齢者が活躍できる社会の実現	高齢者の労働による生産性の拡大や担税力の確保及び扶助費など支出の削減に向け、支えられる側から支える側に回る施策の展開。

(ウ) 産業動向と雇用・就労環境

現状分析等	現状分析を踏まえた課題
基盤産業である製造業の競争力確保・維持	石油・化学を中心としたコンビナート企業や椎の森工業団地の立地企業の競争力確保・維持。
魅力ある農業の確立	農家の高齢化による担い手不足の解消を含め、魅力ある農業を確立し、農業を通じた雇用創出・産業振興の実現。
観光振興による交流人口の拡大	東京湾アクアラインや、アウトレットパーク木更津との近接性を活かした観光振興による交流人口の拡大。
雇用・就労環境の改善	雇用・就労環境の改善を求める市民のニーズに対応した、工業・農業を中心とした雇用創出。

(エ) 袖ヶ浦市の特徴的な取組みと人口との関連性

現状分析等	現状分析を踏まえた課題
子育て環境の充実	充実した子育て環境やまちの魅力の市内外、県外への発信を通じた、子育て世代を中心とした移住・定住の促進。
交通アクセス性の高さを活かした移住促進	移住希望者ニーズの丁寧な汲み取りと、市民の住み心地満足度や定住意向の向上を通じた、転入増加・転出抑制につながる施策の展開。

(2) 人口の現状分析と課題を踏まえた本市の目指すべき将来の方向性

結婚・出産・子育てに関する市民の希望の実現

結婚・出産・子育てに関して、市民のニーズを可能な限り組み込んだ切れ目ない支援を行い、人口の自然増につなげる。市民が希望した通りに、結婚・妊娠・出産・子育てができる社会を実現する。

産業の持続的な発展と安定的な雇用の場の確保

市の基盤産業である工業や農業を中心に、産業全体の長期的な発展と振興を図り、市内立地企業に安定的な雇用の場を確保・整備することで、勤労世代などの人口増加につなげる。

地域資源を活用した交流人口の拡大と、それに基づく移住・定住の促進

市の立地特性や地域資源を有効に活用し、買物客や観光客などを引き寄せ、交流人口拡大を目指す。交流人口への効果的なアプローチにより移住・定住人口の増加にもつなげる。

(3) 人口推計における目標

出生率の引き上げ（希望出生率の実現から国の目標までの引き上げ）

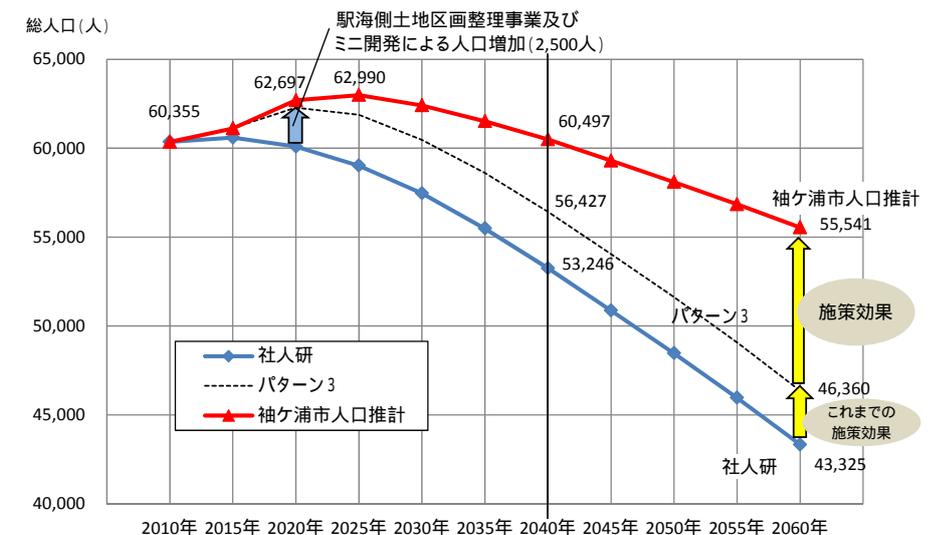
現在の合計特殊出生率である 1.45 を、2025 年までに市民希望出生率の 1.74 に引き上げることを第一目標とする。その後も、出生率の引き上げを図り、2040 年までに国が示す人口維持に必要な目標水準の 2.07 とし、その水準を維持することを目標とする。

移動率の増加（プラスの増加とマイナスの縮小）

子育て支援の充実や雇用の場の確保など人口増加に必要な施策を展開することにより、現在のプラスの移動率を更に増加（1.2 倍）させるとともに、マイナスの移動率を縮小（0.8 倍）し、社会増を拡大することを目標とする。

(4) 将来人口

社人研推計に、袖ヶ浦駅海側土地区画整理事業による 2,000 人の人口増と、ミニ開発による 500 人の人口増といった人口増加要因を加えた人口推計の基本系に、目標設定した合計特殊出生率及び移動率にて算出した人口推計では、2040 年の人口が 60,497 人、2060 年の人口が 55,541 人となる。2060 年の社人研推計（43,325 人）と比較して、施策効果により 12,216 人の増加を見込む。



(注)人口増加要因として、2025年までに袖ヶ浦駅海側土地区画整理事業による2,000人の人口増と、ミニ開発による500人の人口増を加算して試算。

総合戦略

1. 概要

(1) 総合戦略策定の意義

国では人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し、政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を生かした自律的で持続的な社会を創生することを目指して、2014年9月にまち・ひと・しごと創生本部を設立した。若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現、東京一極集中の歯止めや地域の特性に即した地域課題の解決により魅力あふれる地方の創生を目指すこととしている。

本市においても、自ら客観的な分析に基づいてその課題を把握し、将来懸念される人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって持続的に発展していくために、袖ヶ浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下：総合戦略）を策定するものである。

(2) 総合戦略の位置づけ

総合戦略は、人口ビジョンにおいて提示する本市の将来展望を踏まえ、まち・ひと・しごと創生法（2014年法律第136号）第10条の規定により、本市における「しごとの創生」、「ひとの創生」、「まちの創生」に一体的に取り組むため、今後の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたものである。

(3) 対象期間

総合戦略の対象期間は、2015年（平成27年）度から2019年（平成31年）度までの5か年とする。

(4) 総合計画との関係性

本市の最上位計画として、2010年（平成22年）度から2019年（平成31年）度までの10年間を計画期間とする「袖ヶ浦市総合計画」がある。総合戦略は、これまで進めてきた総合計画を踏まえたうえで、さらに人口減少対策・地方創生に資する特定の施策を位置づけ、相互に連携して推進するものである。

(5) 国の総合戦略との関係

国が策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な考え方や政策5原則等を踏まえ、本市における、人口減少と地域経済縮小の克服、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を目指す。

(6) 総合戦略の推進体制

総合戦略の推進に当たっては、市長を本部長とし、各部長級を構成員とする「袖ヶ浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部」において、全庁的な体制で地方創生の取組を推進していく。

また、市民や産業界、行政機関などで構成する袖ヶ浦市総合開発審議会において、取組状況を検証し、必要な改善を図りながら進めていく。

2. 本市の基本目標

本市の基本的視点を踏まえ、計画期間の5年間で取り組む4つの「基本目標」及び、これら基本目標の推進の要（かなめ）となる取組みについて、以下の通り設定する。推進の要となる取組みについては、4つの基本目標を推進するうえで前提となるもので、基本目標の分野に捉われず、全てに係る基本的な視点というイメージである。

基本目標及び推進の要となる取組み

【推進の要】地域資源を活用した効果的かつ継続的なシティプロモーションの展開

基本目標1 ～結婚・出産・子育ての希望がかなうまち 袖ヶ浦～

国や県と連携しながら、結婚、出産、子育てに関する希望や理想を阻害する様々な要因を取り除くとともに、子どもが欲しいと考える市民を後押しすることで、市民の結婚や出産、子育てに関する希望がかなうまちを目指す。

基本目標2 ～生き活きと働くことができるまち 袖ヶ浦～

袖ヶ浦市の基盤産業である工業や農業の持続的発展を図り、市内産業で多くの働く場・機会を確保するとともに、さまざまな業種・業態の「しごと」によって多くの人を惹きつけ、市民が生き活きと安定的・長期的に働くことができるまちを目指す。

基本目標3 ～住む人も訪れる人も満足できるまち 袖ヶ浦～

市民が家族や友人などに誇れる・自慢できるまちとすることで、転入促進と転出抑制につなげるとともに、県内外から袖ヶ浦市に人を呼び込み、訪れる観光客が満足できるまちを目指す。

基本目標4 ～地域がつながり、安心して暮らせるまち 袖ヶ浦～

地域生活拠点の医療・福祉・介護環境や防災対策などを充実させるとともに、地域内のコミュニティを活性化させ、地域で支え合う体制づくりを推進することで、生涯にわたって安心して暮らせるまちを目指す。

3. 施策体系

本戦略における基本目標、基本的方向、具体的な施策、主な事業は以下のとおりである。

基本目標 1 結婚・出産・子育ての希望がかなうまち 袖ヶ浦	
<基本的方向>	<具体的な施策・主な事業>
<p>結婚・出産の支援</p> <p>今後の人口減少社会に対応すべく、出生率を高めるため、出会いから結婚・出産・子育てまでを切れ目なく支援し、より多くの方が結婚・出産の希望をかなえ、子どもを生き育ててもらえる環境づくりを行う。</p> <p>結婚に繋がる施策を展開し、出会いの場の提供や結婚を促進するための取組を進める。</p>	<p>(ア) 総合的な結婚の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 結婚支援事業 ・ 結婚相談事業 ・ 結婚お祝い事業
	<p>(イ) 妊娠・出産を後押しする支援制度の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て世代包括支援事業 ・ 不妊治療費助成事業 ・ 産前産後ヘルパー派遣事業
<p>子育て支援体制の充実</p> <p>増加する保育需要への対応や子育ての様々なニーズに合わせたきめ細やかな対応など、子育て環境の更なる充実を図る。</p> <p>子育て支援メニューの充実や子育てに係る負担の軽減等により、若い世代が安心して子どもを産み育てられるように支援体制の充実に向けた取組を進める。</p>	<p>(ア) 幼児期の教育・保育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多子世帯の保育料軽減支援事業 ・ 幼保連携推進事業 ・ 子育て情報発信事業 ・ 多様なニーズに応じた保育サービス事業
	<p>(イ) 地域で子育てする仕組みの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ファミリーサポートセンター事業 ・ 放課後児童クラブ支援事業
<p>学校教育の充実</p> <p>「生きる力」の要素となる「豊かな心」「確かな学力」「健やかな体」のバランスのとれた児童生徒の育成を図る。</p> <p>基礎・基本の確実な習得による確かな学力の向上、豊かな人間性を育む心の教育の充実に向けた取組を進める。</p>	<p>(ア) 教育環境の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校環境整備事業 ・ 基礎学力向上支援教員配置事業 ・ 特別支援教員活用事業
	<p>(イ) 特色ある教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 読書教育推進事業 ・ 体験活動推進事業

基本目標2 活き活きと働くことができるまち 袖ヶ浦	
< 基本的方向 >	< 具体的な施策・主な事業 >
<p>基盤産業である工業の持続的な振興</p> <p>雇用、税収面などで、市の産業の根幹を支える臨海コンビナートのほか、袖ヶ浦椎の森工業団地を含む市内に立地する多くの企業が事業活動しやすい環境を整備し、本市に立地する価値を高めていく。</p>	<p>(ア) 市外からの企業誘致</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 椎の森工業団地整備事業 ・ 椎の森工業団地企業誘致推進事業
	<p>(イ) 市内立地企業の競争力強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 産業間連携促進事業 ・ 企業等振興支援事業 ・ 中小・小規模企業支援
<p>未来を切り拓く力強い農業の実現</p> <p>農業を取り巻く厳しい環境においても、大消費地である首都圏に位置し、交通アクセス性にも優れた本市の立地特性や豊かな地域資源を活かした農業ビジネスを強化し、収益性の高い農業経営を展開しながら、担い手の確保や耕作放棄地の対策などを進める。</p>	<p>(ア) 担い手の確保・育成と農地の集約化による有効活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 担い手育成・支援対策事業 ・ 新規就農者支援対策事業 ・ 農業機械等整備支援事業
	<p>(イ) 農業の基盤及び競争力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 6次産業化支援事業 ・ 農家レストラン整備支援事業 ・ 体験農園支援事業
<p>就労支援による「働く場」の創出</p> <p>定住促進には、多様な人材が自ら持つ能力を発揮して、安定した所得を得ることができる「働く場」が必要なため、既存産業の活性化や創業の支援などにより働く場の確保を進め、若者、女性、高齢者などの就労を支援する。</p>	<p>(ア) 企業と人の効果的なマッチングによる雇用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 創業支援事業 ・ 就労支援事業
	<p>(イ) 誰もが働きやすい社会の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ シルバー人材センター育成事業

基本目標3 住む人も訪れる人も満足できるまち 袖ヶ浦	
< 基本的方向 >	< 具体的な施策・主な事業 >
<p>人を惹きつける魅力ある観光・商業の推進</p> <p>美しい景観、のどかな田園地帯などの地域資源の魅力を再発掘し情報発信していくとともに、市民の観光に対する意識の高揚を図り、魅力あふれる観光のまちを目指す。また、商工会を中心に、市内の事業者のネットワークを広げ、にぎわいと交流のある商業のまちを目指す。</p>	<p>(ア) 観光振興による交流人口の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 観光振興支援事業 ・ 観光・直売型農業推進事業
	<p>(イ) 商業振興による交流人口の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 商店街活性化支援事業 ・ 花咲け！女性シェフ応援事業

<p>交通アクセス性の高さの活用による定住促進</p> <p>広域幹線道路網によるアクセス性の高さを効果的にPRし、移住・定住を促進する。また、空き家等の情報を把握、管理するため、空き家バンク制度を創設し、希望者へその情報を提供することにより移住を促進する。</p>	<p>(ア)若い世代を中心とした移住・定住の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家等対策事業 ・ お試し居住体験事業
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------

基本目標 4 地域がつながり、安心して暮らせるまち 袖ヶ浦	
<基本的方向>	<具体的な施策・主な事業>
<p>防災力が高く、犯罪のない安全な地域づくり</p> <p>誰もが安全・安心に住み続けられるよう、防災対策を市民と連携して進めるとともに、消防・防災体制の強化を図り、災害に強い地域づくりを進める。また、市民、警察、行政等の連携による地域に密着した防犯活動を推進する。</p>	<p>(ア) 防災・消防力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 震災対策自主防災組織整備事業 ・ 災害対策コーディネーター養成事業 <p>(イ) 防犯体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯対策運営事業 ・ 防犯灯設置管理事業
<p>健康で元気に暮らせる保健・福祉環境の整備</p> <p>誰もが暮らしやすい地域であるために、地域での支え合い体制づくりなどの環境整備を進める。また、市民一人一人が主体的に健康の保持・増進に取り組む意識づくりを進める。</p>	<p>(ア) 地域における支え合い体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 身近な交流の場づくり推進事業 ・ 世代間支え合い家族支援事業 <p>(イ) 高齢者が生き活きと活躍する社会の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ シニアクラブ活動助成事業 <p>(ウ) 市民の健康づくり活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ そでがうら健康マイレージ事業
<p>生涯を通じて学び、活動できる場や機会の充実</p> <p>生涯学習推進体制の充実を図り、市民自らが主体的に学習活動に取り組むことができるように支援する。</p> <p>郷土の伝統、文化、芸術等の振興を図り、市民の郷土愛を育むとともに、市内の文化芸術活動の活性化を図る。</p> <p>体を動かす機会と場を確保し、青少年の健全育成や地域住民のつながりを高めるスポーツ環境を整備する。</p>	<p>(ア) 多様化・高度化する市民の学習ニーズへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民三学大学講座 <p>(イ) 文化・芸術活動の推進と、郷土の歴史の保存・継承</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 芸術活動普及事業 <p>(ウ) スポーツ・レクリエーション活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合型地域スポーツクラブ活性化事業
<p>地域連携の促進</p> <p>地域内外の多様な主体が地域を支える仕組みを整え、時代に対応したまちづくりを進める。また、地域住民の生活を支える公共交通機関の維持や交通弱者に対する効果的で継続性の高い交通手段の確保に取り組む。</p>	<p>(ア) 地域コミュニティの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自治振興対策事業 <p>(イ) 交通ネットワークの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者ニーズに応じた地域公共交通づくり事業

推進の要

地域資源を活用した効果的かつ継続的なシティプロモーションの展開

市内外への「袖ヶ浦」の発信強化

市外住民の本市の認知度は低く、特に、東京都や神奈川県などでは非常に低くなっている。

企業誘致や企業を支える生産年齢人口を市に呼び込むためには、まずは市の存在を知ってもらうことが不可欠であり、袖ヶ浦市が持つ様々な魅力を市内外に効果的・戦略的に発信し、交流人口の増加やその先の移住・定住につなげていく取組みを進める。

- ・シティプロモーション推進事業

袖ヶ浦市人口ビジョン及び まち・ひと・しごと創生総合戦略 概要版

平成28年2月

企画・編集 袖ヶ浦市企画財政部企画課

〒299-0292 袖ヶ浦市坂戸市場 1-1

TEL 0438-62-2327 FAX 0438-62-5916